

機構集積協力金交付事業の概要

農林水産省経営局農地政策課
令和4年4月

1. 機構集積協力金交付事業の概要

令和4年度予算概算額 1,085 (3,485) 百万円
 令和3年度補正予算額 5,000 (-) 百万円

※ 都道府県基金と併せて交付

1. 地域集積協力金

- 農地中間管理機構（農地バンク）を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、協力金を交付します。 ※人・農地プランの地域内

〈交付要件〉

交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。
 担い手が不足する地域など、一定条件の下で申請時の当該割合を1/2に緩和。

※目標年度までに当該要件を達成する必要

〈交付単価表〉

区分	農地バンクの活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

- 交付対象面積
 - ・ 貸付面積（貸付期間6年以上）
 - ・ 農作業委託面積（基幹3作業以上を10年以上）

- 農地バンクの活用率

$$\frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$$

- 中山間地域
 - ・ 農林統計上の中間農業地域、山間農業地域（旧市区町村別）

注：過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付。

2. 集約化奨励金

- 農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に対して、奨励金を交付します。 ※人・農地プランの地域内

〈交付要件（翌々年度までに満たすこと）〉

地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地は0.5ha以上、北海道は6ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

〈交付単価表〉

	地域の団地面積の割合	交付単価 （農作業受託）
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a (1.5万円/10a)
	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

- 交付対象面積
 - 新たに団地化(増加)した面積
 - ・ 転貸面積
 - ・ 農作業受託面積（基幹3作業以上）

注：区分2は、いずれかの要件を満たすこと

3. 経営転換協力金

- 次の農業者等が農地バンクに農地を貸し付ける場合に、協力金を交付します。

- ・ 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・ リタイアする農業者 等

〈交付要件〉

- ・ 農地を10年以上農地バンクに貸し付けること 等

交付単価	上限額
1.0万円/10a	25万円/1戸

注：令和5年度までの時限措置

4. 農地整備・集約協力金

- 農地耕作条件改善事業に取り組む場合の農業者負担を軽減するため、協力金を交付します。

〈交付要件〉 注：農地耕作条件改善事業の実施地区で満たす必要

- ・ 対象農地が基盤整備済み地区に内在または隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること
- ・ 対象農地の全てが、農地バンクに15年以上貸付けられ、目標年度までに担い手に集積されること 等

- 担い手の農地集約化率 = $\frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$

目標年度における担い手の農地集約化率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

注：令和5年度までの時限措置